

(仮称) 南方小学校の
校章デザインに係る投票実施要領

1 実施目的

(仮称) 南方小学校の校章を決定するため、開校準備委員会が候補としたデザインを対象に投票を実施する。

2 投票資格

- (1) 登米市南方地域の小学校に通う児童
- (2) 登米市南方地域に住んでいる未就学児（保護者等が補助することとし、年齢は問わない。）
- (3) その他（仮称）南方小学校に就学する見込みの者

3 投票期間

令和 8 年 2 月 3 日（火）から 2 月 13 日（金）まで

4 投票方法

投票チラシに掲載した QR コードから Google フォームにアクセスして投票する。必要に応じて教員、保護者等が投票を補助する。

5 投票チラシの配布方法

- (1) 南方地域の小学校に通う児童には、各学校を通じて配布する。
- (2) 南方幼稚園及び南方認定こども園に通う子どもには、園を通じて配布する。
- (3) 上記の学校等に通わない資格者が投票できるよう、南方地域の全世帯に区長配布により配布する。

6 投票結果の取り扱いと校章の決定

- (1) 校章は、投票結果を参考にして開校準備委員会で決定する。
- (2) 校章の配色は、投票後に開校準備委員会が決定する。また、投票後にデザインの補正等を行う場合がある。